

令和7年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和7年6月23日（月） 9時00分開会

2.開催場所 西之表市民会館 3階 301会議室

3.出席委員 14名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	窪田 良二
委 員	1 番	河本 アツミ	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	深田 広文
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	中村 逸夫	委 員	1 3 番	古田 新一
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 0名

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報 告 第 6 号 合意解約等について
- 第 3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第29号 非農地証明について
- 第 6 議案第30号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。

本日は、K推進委員とT推進委員から欠席の届けが出ています。

それでは、定刻、定足数に達していますので、これから令和7年6月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年6月西之表市農業委員会定例総会を案内しましたところ、委員、推進委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

梅雨も明けて日差しが強くなってきています。今年の夏は、昨年と同じように暑くなると言われています。水分補給をしっかりとって熱中症に気をつけていただきたいと思います。今日は、定例総会の後、農地パトロールを計画しています。毎年、利用状況調査を行っていますが、非農地、再生可能農地の判断基準を統一するためのものです。午前中で終わる予定ですので、参加をよろしくお願いします。

簡単ですが、開会の挨拶とします。

又、議事運営がスムーズに終わりますよう皆様のご協力をお願いします。

○議長

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。13番 古田委員、1番 河本委員を指名します。

次に日程第2、報告第6号「合意解約等について」です。事務局の報告を求めます。

○事務局

日程第2、報告第6号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページから3ページです。

今月の合意解約は1番から15番の15件で台帳現況地目畑、19筆、面積40,490平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして、日程第3、議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページから5ページです。

今月の申請は、1番から5番の5件でしたが、4番については、総会資料発送後に申請者から申請取り下げがありましたので、1番から3番と5番の4件となります。

1番です。住吉校区上能野地区です。台帳現況地目畑の2筆で、登記面積2,60

2 平米を所有権移転するものです。

2 番です。上西校区横山地区です。台帳現況地目畑の 2 筆で、登記面積 1, 2 4 2 平米を所有権移転するものです。

3 番です。上西校区横山地区です。台帳現況地目畑の 1 筆で、登記面積 1 9 1 平米を所有権移転するものです。

5 番です。榕城校区岳之田地区です。台帳現況地目畑の 1 筆で、登記面積 1, 0 8 6 平米を所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて担当委員からの報告をお願いします。1 番について、6 番委員をお願いします。

○6 番委員

6 番です。1 番について報告します。6 月 1 9 日午前 8 時から担当推進委員、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。場所は、住吉校区上能野地区で譲受人の事務所を挟んで向かい側の農地 2 筆です。譲受人はサトウキビを耕作する農地所有適格法人で、農業機械も揃っており、農業技術も申し分ありません。譲渡人には電話で確認を取っており、許可相当と考えます。以上です。

○議長

次に 2 番、3 番について、1 2 番委員をお願いします。

○1 2 番委員

1 2 番です。2 番、3 番は譲受人が同じなのでまとめて報告します。6 月 2 0 日に担当推進委員、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。場所は、上西校区横山地区の圃場整備済みの畑です。譲受人は、若手の畜産農家で申請地には牧草を植えるとのことでした。農業機械も揃っており、農業技術も問題ないと思われ、許可相当と考えます。譲渡人 2 人にはそれぞれ電話で申請内容の確認を取っています。以上です。

○議長

次に 5 番を 1 4 番委員をお願いします。

○1 4 番委員

6 月 1 9 日、私と担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

場所は榕城校区岳之田地区で譲受人の自宅に隣接した畑で現在サツマイモを作付けしていました。

譲受人は現在、6 反ほど米やサツマイモを作付けしており、サツマイモの作付け面積を増やしたく今回の申請となったようです。

農業機械は一式揃っており、農業技術があり、1 年を通して息子さん家族と作業するとのことでした。

譲渡人には、電話で「申請内容に間違いがない」との確認が取れたことで、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」です。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は6ページです。

今月の申請は、変更申請の1件です。

1番です。令和5年10月の定例総会で、転用許可をした分の変更申請です。

場所は下西校区上石寺地区です。

変更申請の理由は、建設に係る価格の高騰によって資金調達に支障をきたしているため、比較的に低額の費用が見込まれる計画に変更するためです。

変更前は、コンテナハウス、駐車場の設置でしたが、変更は貸家3棟、駐車場の設置となっています。

資金調達については、残高証明書によって確認が取れており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に Rowe れると思われま す。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。この件につきましては10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長 の報告をお願いします。

○8番委員

8番です。

議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」の合同現地調査の報告をします。

6月10日、私と7番委員、事務局2名、担当委員、担当推進委員、立会い人2名、計8名にて現地調査を行いました。

場所は下西校区上石寺地区のTからSに向かう道路沿いです。

以前、申請が許可されている土地であります が、今回は計画変更に伴う変更申請ということで、変更内容を確認し、周辺への影響もないことから許可相当であるとの意見の一致を見たところ です。以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。

担当委員から補足がありましたらお願いします。

○11番委員

11番です。

調査委員長の報告のとおりです。以上です。

○議長

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり変更を承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありうございました。

全会一致で賛成ですので、本案を承認することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第29号「非農地証明について」を議題とします。

議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第29号「非農地証明について」を説明します。

資料は7ページです。今月は1件3筆の申請がありました。

1番です。

国上校区桜園地区です。台帳地目は畑ですが、平成15年ごろから耕作されておらず、現況が2筆は原野、1筆は山林となっており、交付基準1（イ）に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましても、合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○8番委員

8番です。

議案第29号「非農地証明について」の合同現地調査の報告をします。

6月10日、午前中、私と7番委員、事務局2名、担当委員、担当推進委員、申請人7名にて現地調査を行いました。

場所は国上校区桜園地区にある農地です。

3筆とも申請人が同じですので、上から順番に報告します。

1番上の農地と2番目の農地については、申請人が以前住んでいた居住地周辺の農地で、農道を挟み、向かい合う農地です。

平成15年ごろから耕作しておらず、現在は茅の生えた原野となっていました。

今後、耕作の予定はなく、自然荒廃していることから、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでした。交付基準は1の（イ）と判断しました。

次に3番目の農地については、どの周囲から見ても、雑木が生い茂り下の方まで見通せないほどの山林となっていました。

同じく平成15年ごろから耕作しておらず、非農地の許可相当であると意見の一致を見たところでは、1の（イ）と判断しました。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

担当委員の補足の説明がありましたらお願いします。1番について5番委員お願いします。

○5番委員

ただ今の調査委員長の報告のとおりです。

○議長

担当委員から報告がありました。

本件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

（挙手なし）

○議長

無いようですので、議案第29号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第30号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第30号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は8ページです。

1段目です。

期間が令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間、地目畑、面積48,917平米です。利用権の設定をする者11人、受ける者1人です。

2段目です。

期間が令和7年8月1日から令和17年7月31日までの10年間、地目畑、面積14,124平米、利用権の設定をする者5人、受ける者1人です。

内訳については9ページを、詳細については10ページから38ページをご覧ください。

次に鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は39ページです。

1段目です。

期間が令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間、地目畑面積48,917平米です。利用権の設定する者1人、受ける者3人です。

2段目です。

期間が令和7年8月1日から令和17年7月31日までの10年間、地目畑、面積

14, 124 平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳については40ページを、詳細については41ページから48ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

ただ今の説明に対して、意見のある方は挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑等を終了し、これから議案第30号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

13番委員 _____ 印

1番委員 _____ 印